

## 地域審議会の今後のあり方について

地域審議会は、合併による行政区域の拡大に伴い、住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと不安を解消するために創設された「特例的な制度」であり、平成 27 年度をもって設置期限を迎える。本市には、現状で住民アンケートや地域要望制度など、住民の意見を反映させる制度はあるが、今後、地域審議会の機能をなんらかの形で存続させるかについて検討する必要がある。県内他市町村の状況は、①そのまま廃止、②地域審議会に変わる別組織を設置、③既存の協議会等への機能移行と概ね 3 つの方向性で決定あるいは検討が行われている。こうした状況を踏まえ、今後の地域審議会のあり方について、来年度中に検討する予定である。

### ◆地域審議会の設置期間について

○〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律[昭和40年法律第6号]  
(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、**期間を定めて**合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに(中略)審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

○八代地域における合併時の地域審議会に関する協定書より  
(設置期間)

審議会の設置期間は、合併の日から**平成 28 年 3 月 31 日**までとする。

### ◆地域審議会以外の住民意見反映のための制度

①各種計画の策定や重要な施策決定の際の制度

(例)住民アンケート、外部委員で構成される附属機関への諮問、パブリックコメント等

個別の計画・施策に対する直接的・専門的な住民意見の反映

②地域要望制度を通じた制度

(例)まちづくり協議会からの地域要望

校区単位の区域を基本とした地域に密着した施策全般に係る住民意見の反映

③その他の住民ニーズ把握のための制度

(例)市民と市長によるテーマトーク、まちづくり出前講座、市長への手紙等を通じた意見受付

施策全般に係るグループ・個人単位の直接的な住民意見の反映

個別の分野ごとの直接的・専門的な住民意見及び施策全般に係る旧市町村～校区～個人の各段階での住民意見の反映は、今後も可能

## ◆県内の地域審議会の設置期間と期限満了後の取扱いについて

市町村名	合併年月日	設置期限	期限満了後の取扱い
あさぎり町	H15.04.01	H25.03.31	まちづくり審議会へ移行
上天草市	H16.03.31	H26.03.31	地域審議会は廃止済
美里町	H16.11.01	H19.03.31	//
山鹿市	H17.01.15	H27.03.31	地域審議会は廃止予定
宇城市	H17.01.15	H27.03.31	//
南阿蘇村	H17.02.13	H27.03.31	//
玉名市	H17.10.03	H28.03.31	別組織設置を検討中
菊池市	H17.03.22	H27.03.31	//
阿蘇市	H17.02.11	H27.03.31	//
山都町	H17.02.11	H27.03.31	自治振興区代表者会議移行
芦北町	H17.01.01	設置なし	
氷川町	H17.10.01	//	
和水町	H18.03.01	//	
合志市	H18.02.27	//	
天草市	H18.03.27	//	まちづくり審議会を設置
熊本市	H20.10.06	//	